

# 令和4年度第2回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和4年8月30日（火）

書面開催

書面承認確認票提出：井原会長、古久保副会長、加藤委員、副田委員、宮崎委員、大栗委員、下地委員、山本委員、神野委員、大沼委員、朝長委員、野村委員、星野委員、市川委員、及川委員、厚澤委員、細川委員、遠藤委員、今井委員

## 1 開会

省略

## 2 あいさつ

省略

## 3 協議事項

(1) 青梅市児童、高齢者および障がい者虐待防止条例（案）について

（資料省略）

青梅市では児童、高齢者、障がい者の権利擁護と虐待防止の普及啓発のため理念条例を制定します。素案をお示ししますので御査収頂き、質問や追加した方がよいと思われる条文や語句等、御意見がございましたらお寄せください。

⇒承認：18名、不承認：0名、保留：1名

（主な質疑、意見等）

- ・配偶者からのDVにも触れた方がいいのではないか。
- ・養護者に対する支援を強調した方がいいのではないか。
- ・条例の名称を、児童、高齢者および障がい者と限定しない方がいいのではないか。

（事務局）

素案については内容を再検討し精査のうえ、再度お示しします。

(2) 権利擁護に関するアンケートの実施について (資料 2)

虐待防止条例策定にあたり、市内事業者向けに虐待・権利擁護に関するアンケートを実施します。虐待、またはその前兆を早期に捉え、相談窓口の普及を推進するとともに、支援施策を講じるための基礎資料とします。アンケートの設問を充実させたいので、御意見や御提案がありましたら、書面承認確認票に御記入をお願いします。

⇒承認：19名、不承認：0名

(主な質疑、意見等)

- ・回答の選択肢として、「その他」のような自由記載できるものがあった方がいいのではないか。
- ・回答者は事業所のみを対象としているのか。実際に現場で障がい者に関わっている職員を対象とした方がいいのではないか。
- ・実際に対応に苦慮しているケースについてのアンケートも行い、虐待防止条例に盛り込んでいけるといいと思う。

(事務局)

いただいたご意見をもとに再検討し、より有意義なかたちでアンケートを実施してまいります。

#### 4 報告事項

(1) 令和3年度「第5期青梅市障害者計画」進ちょく状況評価について (資料 3-1・3-2)

令和3年度は、令和5年度を最終年度とする4か年計画である第5期障害者計画の2年目に当たります。

令和3年度における目標に対する、市各課での取組状況と評価、今後の方向性、評価の理由、課題を一覧にしています。

総括表には、大項目ごとの評価の状況および、総評(案)を示しています。細かい内容で申し訳ありませんが、御確認いただき、特に総評について御意見がありましたら、書面承認確認票に御記入をお願いします。

(主な質疑、意見等)

- ・コロナ禍が続く中、会議やイベントが開催できず、計画の推進にも影響が出ていると感じる。引き続き代替手段の検討が必要だと考える。

- ・ 基幹相談支援センターや児童発達支援センターの設置検討については、行政直営での設置も視野に入れて進めていくといいのではないかと。
- ・ 基幹相談支援センター等の整備も重要だが、まずは災害時の対応等について早急な対応が必要だと思う。
- ・ 当事者や家族との連携を深められる体制の整備が進むといい。

(2) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料省略)

令和4年度中に発生した、市内における虐待通報等の状況および対応にかかる報告資料です。御意見がございましたらお寄せください。

(主な質疑、意見等)

- ・ 資料に記載されている他にも、虐待と思われる事案を確認しているものがあると思う。
- ・ 届け出る側は勇気を持って届け出ていると思われるので、早期解決できるよう今後の調査に期待する。

(3) 専門部会からの報告

ア 日中活動・就労支援部会

イ 相談支援部会

ウ 権利擁護・差別解消部会

専門部会の活動は、感染症拡大防止のため休止となっており、報告はありません。

(4) その他

ア 障害福祉サービス事業所等の職員等に対するPCR検査実施事業

令和3年度に引き続き、1人2回のPCR検査を実施しています。検査の結果、陽性であった場合、市内協力医療機関に電話受診が無料でできます。

イ 令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

令和3年度に引き続き、感染症対策を実施しながら事業を継続し

ている障害福祉サービス事業所に対し、感染症対策にかかった費用を補助します。

8月15日に市内事業所に通知し、申請を受付けています。

ウ 令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金について

コロナ禍における原油価格および物価の高騰による影響を受けている障害福祉サービス事業所に対し、負担軽減を図るための給付金を支給するため、補正予算が成立しました。

今後、申請等について詳細を取り決め、市内事業所に通知する予定です。

## 5 その他

### (1) 委員会の開催日程について

第3回青梅市障害者地域自立支援協議会

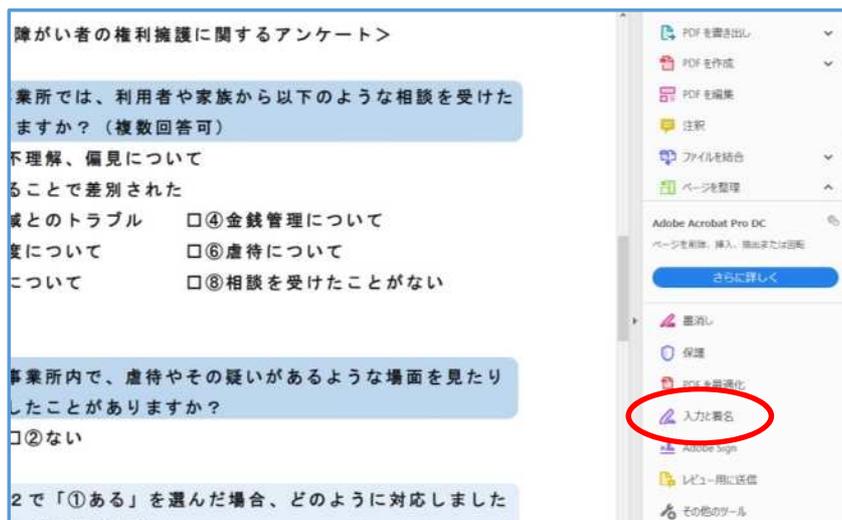
令和4年12月9日（金）午後2時～午後4時

青梅市役所2階 204・205・206会議室

以上

## 【回答をはじめる前に】

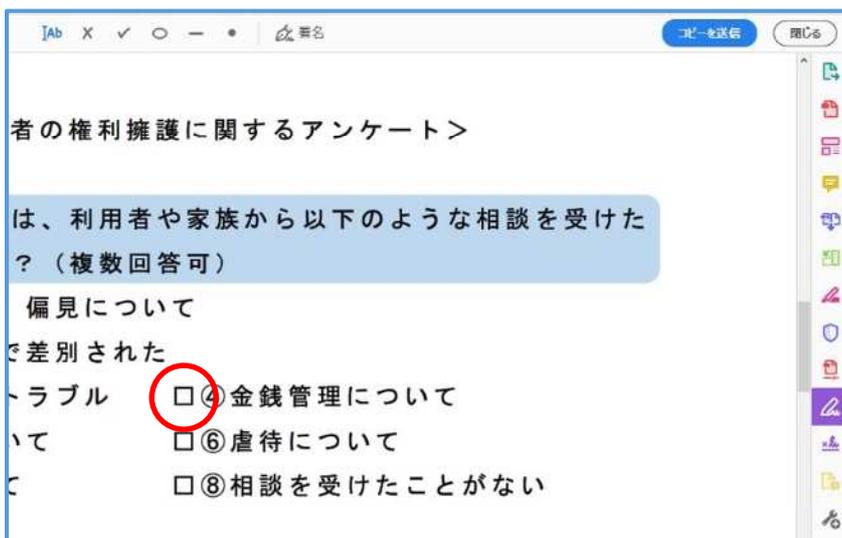
- ① 「入力と署名」をクリックしてください。



- ② 右図のような画面が出る場合があります。  
表示が出た場合、左側の「入力と署名」をクリックしてください



- ③ カーソルを□チェックボックスに合わせて  
✓チェックが付けられるようになります。



※☑チェックが付けられない場合は、お手数ですがデータを出力し、紙で御提出いただきますようお願いいたします。

## アンケートはここから



【アンケートの回答者についてお答えください】

「サービス管理責任者」の方は、職員を研修に派遣するなどの人事権を持つ場合は「管理職」、そうでない場合は「一般職」にチェックしてください。

職種	<input type="checkbox"/> 管理職（施設長・代表取締役などの管理者） <input type="checkbox"/> 一般職（正職、パートなど雇用形態は問わない）
年代	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代以上
経験年数	障害福祉分野にたずさわった通算経験年数 <input type="checkbox"/> 1年未満 <input type="checkbox"/> 1～3年未満 <input type="checkbox"/> 3～5年未満 <input type="checkbox"/> 5～10年未満 <input type="checkbox"/> 10年以上
施設・事業所の種別について	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 居住系（入所施設・グループホームなど） <input type="checkbox"/> 訪問系（ヘルパー事業所・訪問看護ステーションなど） <input type="checkbox"/> 日中活動系（生活介護事業所・就労支援事業所・地域活動支援センターなど）
保有資格（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> サービス管理責任者 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> ヘルパー（新・旧研修修了者どちらも含む） <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> PT <input type="checkbox"/> OT <input type="checkbox"/> ST <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし

★次ページアンケート以外に、利用者の権利擁護について、何かご意見がありましたら、任意様式を用いて下記まで御提出ください

《問合せ先・アンケート回答先》

青梅市健康福祉部障がい者福祉課相談支援係

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

TEL：0428-22-1111 内線2133

MAIL：div1520@city.ome.lg.jp

<障がい者の権利擁護に関するアンケート>

問1：貴施設・事業所では、利用者や家族から以下のような相談を受けたことがありますか？（複数回答可）

- ①障がいへの不理解、偏見について
- ②障がいがあることで差別された
- ③近隣など地域とのトラブル
- ④金銭管理について
- ⑤成年後見制度について
- ⑥虐待について
- ⑦消費者被害について
- ⑧相談を受けたことがない

問2：貴施設・事業所内で、虐待やその疑いがあるような場面を見たり聞いたりしたことがありますか？

- ①ある
- ②ない

⇒問2-1：問2で「①ある」を選んだ場合、どのように対応しましたか？（複数回答可）

- ①施設・事業所内で対応
- ②青梅市障がい者福祉課へ相談・通報
- ③青梅市障がい者サポートセンターへ相談・通報
- ④東京都権利擁護担当へ相談・通報
- ⑤虐待通報ダイヤルへ連絡
- ⑥警察へ通報
- ⑦対応できる職員がいなかった
- ⑧対応方法がわからなかった
- ⑨相談先がわからなかった
- ⑩虐待か迷って通報しなかった
- ⑪何もしなかった

問3：貴施設・事業所の基本理念や運営方針には、利用者の権利擁護について明確に記載していますか？

- ①明確に記載している
- ②明確とはいえないが記載している
- ③記載していない
- ④知らない、わからない

問4：貴施設・事業所の利用契約書等に、利用者や家族が相談できる苦情解決窓口についての記載がありますか？

- ①記載がある      ②記載はない      ③知らない、わからない

問5：貴施設・事業所では、利用者や家族からの苦情解決のためにどのような取り組みを行なっていますか？（複数回答可）

- ①苦情受付担当者を定めている      ②苦情解決責任者を定めている  
③第三者委員を置いている      ④投書箱などを用意している  
⑤職員が日常的に把握している      ⑥苦情対応結果を公表している  
⑦取り組みを行っていない ⇒⑦に☑チェックした場合は、問6へ

⇒問5-1：上記の取り組みの担当者や内容を理解し、利用者や家族から上記の相談があったときは、説明・ご案内ができますか？

- ①知っている、説明できる      ②知らない、わからない

⇒問5-2：上記の取り組みについて、遅滞なく機能し、貴施設・事業所にフィードバックされていると思いますか？

- ①機能している      ②機能していない      ③知らない、わからない

問6：利用者の権利擁護を支援する上で、支援してほしいと思えることはありますか？

（複数回答可）

- ①職員の理解や知識などを高める研修  
②利用者の家族への啓発や学習機会を設ける  
③相談への支援や専門職による助言  
④マニュアルなどの整備  
⑤成年後見制度の利用を促進する仕組み作り  
⑥施設、事業者間の連携や情報交換等  
⑦特にない

☆☆アンケートへのご協力、ありがとうございました。☆☆

【令和3年度青梅市障害者計画施策項目別評価集計表】

資料3-1

施策一覧	項目数	評価			
		A	B	C	D
1-1 共生社会の形成					
(1) ノーマライゼーションの推進	5	1	4		
(2) ボランティア活動の促進	4		4		
(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	4	2	1	1	
(4) 交流機会の拡大	2		1	1	
1-2生活支援の推進					
(1) 情報提供・相談支援の充実	5		5		
(2) 障害福祉サービスの充実	6		6		
(3) 保健・医療の充実	3		3		
(4) 障害児支援の体制の確保	6	3	2	1	
(5) 切れ目のない支援体制の整備	5		5		
1-3自立支援の推進					
(1) 就労の促進	7		7		
(2) 経済的自立の支援	3		3		
(3) 住居の確保	5	1	4		
1-4快適なまちづくりの推進					
(1) 福祉のまちづくりの推進	6	1	5		
(2) 防災・防犯対策の充実	4		3	1	
合 計	65	8	53	4	0
	100%	12.3%	81.5%	6.2%	0.0%

評価	観点
A	目標を達成したものの。
B	目標は達成しなかったが、数値的な成果として伸びがあり、前進があったと認められたもの。事業内容に変化なく維持・継続して行ったもの。
C	事業内容は縮小されていないが、数値的な成果として減少があり、後退したと認められたもの。
D	新規事業として実施できなかったもの。事業内容や制度が縮小、または廃止して後退したものの。

【総評】  
 評価がB以上の施策が全体の93.8%を占め、令和3年度における具体的な取り組みについては、概ね予定通り進んでいると言えるが、一方で評価Cの「数値的な成果として減少があり後退した」との評価が4項目(6.2%)あった。その一因として、新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中止や、協議機会の減少が生じたためと考えられ、コロナ禍における事業のあり方や代替的な手段を検討していく必要がある。  
 2 生活支援の推進-(4)障害児支援の体制の確保-(4)-ア障害児保育において、市内の児童養護施設入所児童に対して、保育所等訪問支援の支給を行ったものの、児童発達支援センターの設置に向けた具体的な検討には至らなかった。このため、児童発達支援センターの整備については、第5期障害者計画の最終年度までに実現可能とするよう、早急に具体的な検討を始める必要がある。  
 また、2 生活支援の推進-(5)切れ目のない支援体制の整備-(5)-イ療育ネットワークの構築においては、基幹相談支援センターについて、自立支援協議会部会の中で情報共有を図り協議を行ったが、引き続き基幹相談支援センターの整備のあり方について協議を行い、児童発達支援センターの整備と並行して、基幹相談支援センターの整備、地域生活支援拠点の整備および医療的ケア児の協議の場等、計画の最終年度までに検討を具体化する必要がある。

評価について  
 A:目標を達成したものの。  
 B:目標は達成しなかったが、数値的な成果として伸びがあり、前進があったと認められたもの、事業内容に変化なく維持・継続して行ったもの。  
 C:事業内容は縮小されていないが、数値的な成果として減少があり、後退したと認められたもの。  
 D:新規事業として実施できなかったもの。事業内容や制度が縮小、または廃止して後退したものの。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題	
1	共生社会の形成	(1)	ノーマライゼーションの推進	(1)-ア 普及啓発	障がい者福祉課	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行います。	広報おうめや市ホームページ、行政メール等で、障害に対する正しい知識の広報、啓発を実施した。障害者週間では、障害者作品展を市役所ロビーで開催し、活動の成果を発表した。	B	継続	広報おうめ等の紙媒体に加え、ホームページや行政メール等デジタル媒体で、障害者週間等の機会を捉え障害に対する正しい知識の普及啓発に努めたため。	引き続き、広報おうめや市ホームページ、行政メール、ツイッター等多様な媒体や、各種行事等の機会を活用し、障害に関する正しい知識の普及啓発に努めていく。
1	共生社会の形成	(1)	ノーマライゼーションの推進	(1)-ア 普及啓発	障がい者福祉課	ヘルプカードの普及啓発や各種講演会の実施などにより、市民理解を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催における共生社会の機運および青梅市の差別解消条例の制定に合わせ啓発を推進していきます。	令和2年度に制定した青梅市の差別解消条例「障がいのある人もない人も暮らしやすい共生のまち青梅市条例」の理念の普及啓発、差別事例への対応等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各種イベントが中止となり、ヘルプカードの周知啓発機会の確保が困難であった。	B	継続	青梅市の差別解消条例にもとづき、共生のまちづくりに向けた市の取組みの推進を行った。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各種イベントが中止となり、ヘルプカードの周知啓発機会の確保が困難であった。	令和2年度に制定した「障がいのある人もない人も暮らしやすい共生のまち青梅市条例」の理念の普及啓発、差別事例への対応等については、今後も取組を充実させていく必要がある。障害をお持ちでない方への啓発の拡大が課題であるため、条例、ヘルプカード等の啓発方法の工夫をする必要がある。
1	共生社会の形成	(1)	ノーマライゼーションの推進	(1)-イ 情報バリアフリーの促進	秘書広報課 障がい者福祉課	情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障害のある方のコミュニケーションを助け、自立と社会参加を支援していきます。	【秘書広報課】 広報紙での情報発信に際しては、UDFフォントを採用し見やすくするとともに、視覚障がいのある方に配慮した配色とした。また、広報紙やホームページについては読み上げサービスを提供した。 【障がい者福祉課】 このしおりを更新し、引き続き音声コードを掲載した。	A	継続	【秘書広報課】 誰が見ても同じように情報が得られるよう広報紙ならびにホームページ作成において配慮を行っている。 【障がい者福祉課】 市の刊物に音声コードを採用するよう、定期的に周知を図った。	【秘書広報課】 現状を維持しつつも、今後さらなる情報格差の解消を図ってゆく必要がある。 【障がい者福祉課】 音声コード等の活用の周知、啓発を継続して行っていく必要がある。
1	共生社会の形成	(1)	ノーマライゼーションの推進	(1)-ウ 意思疎通支援の充実	障がい者福祉課	視覚や聴覚等に障害のある方への手話、要約筆記、点字などを活用したコミュニケーション手段の確保や、重度の言語機能障害のある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。	青梅市障害者等日常生活用具日給付等事業実施要綱にもとづき、障害に応じたコミュニケーション手段の確保のための日常生活用具を支給した。	B	継続	日常生活用具の給付は、耐用年数に応じて更新をする方に給付するなど、適切な支給を実施している。	情報通信用具等の発達、進歩が急速に進んでいる。意思伝達装置などの情報通信機器の進歩に対応した給付について要綱等の改正を検討していく必要がある。
1	共生社会の形成	(1)	ノーマライゼーションの推進	(1)-ウ 意思疎通支援の充実	障がい者福祉課	緊急連絡先や必要な支援内容が記載された「ヘルプカード」の普及・啓発ならびに、手話通訳設置事業を実施します。	情報支援用具の支給を4件実施した。 ヘルプカードは、障害者手帳の交付時等に配布している。産業観光祭や、総合防災訓練等での配布は、コロナ禍により見送りとなった。ヘルプカード事業は、障害のある方には定着しているため、障害のない方への認知を上げるため、チラシやポスターを作成し、公共施設等に提示依頼をした。 また、市窓口に通2回手話通訳を設置し、聴覚障害者の意思疎通支援を行った。	B	継続	ヘルプカード事業および手話通訳設置事業は、障害のある方の認知は定着してきている。市民全体への認知、理解を高めるため、市の各課、市民への周知を実施した。	コロナ禍に伴う活動制限により、ヘルプカードの周知、啓発の機会が少なくなった。今後も広報や、行政メール、ポスターなどを活用し市民全体への周知に力を入れていく必要がある。
1	共生社会の形成	(2)	ボランティア活動の促進	(2)-ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組	指導室	福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。	生徒会が主体となり、ボランティア活動等に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、工夫して取り組んだ。	B	継続	コロナ禍により、活動が制限されることがあったが、工夫しながら活動を行った。	コロナ禍に伴う活動制限への対応
1	共生社会の形成	(2)	ボランティア活動の促進	(2)-ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組	指導室	小・中学校などにおいて、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去（バリアフリー化）を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。	特別支援学級と通常級との校内交流や、副籍事業における特別支援学校在籍児童・生徒との交流、学校間交流に取り組んだ。	B	継続	コロナ禍のため、直接交流などの中止した事業もあったが、間接交流等できる範囲で行った。	コロナ禍に伴う活動制限への対応
1	共生社会の形成	(2)	ボランティア活動の促進	(2)-イ ボランティア・市民活動センターの拡充	市民活動推進課	「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。	ボランティア・市民活動センター運営費の補助金の交付をした。市民活動団体向けの講座「協働の進め方」を開催。ボランティア・市民活動センターにおいてボランティア情報の提供や依頼の受付をした。	B	継続	団体向け講座を実施したり、補助金交付することで、ボランティア・市民活動センターの支援をし、情報提供やボランティアの受付や取り次ぎを継続できたため	ボランティア団体登録が近年減少傾向にある。団体の高齢化が理由に挙げられる部分もある。
1	共生社会の形成	(2)	ボランティア活動の促進	(2)-ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援	市民活動推進課	NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。	市民提案協働事業を実施し、採択された事業に要する経費の一部を助成した。市民活動PRコーナーにおいて、市民活動団体の活動状況等の周知に努めた。	B	継続	市民活動PRコーナーにおいて、市民活動団体の活動状況等の周知に努め、市民提案協働事業においては、採択された事業に要する経費の一部助成し、NPO法人・ボランティア団体の支援をしたため	新型コロナウイルス感染症も影響してNPO法人・ボランティア団体の活動が低迷している。感染に対する国の制限緩和により徐々に再開してきているが、2年間の活動停止状態から元に戻すのは大変なようである。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-ア	文化活動等の支援	障害のある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	【社会教育課】 すべての事業で障害のある方も参加できる体制をとっていたが参加はなかった。 【文化課】 過去障害者の作品展の会場として使用実績のある美術館市民ギャラリーについて、障害者団体等へ貸出出来るよう準備した。 【障がい者福祉課】 障害者週間に障害者作品展を市役所ロビーで開催し、活動の成果を発表した。	B	継続	【社会教育課】 参加者がいなかったが、体制は整えていたため。 【文化課】 令和3年度については、美術館市民ギャラリーの障害者団体等への貸出は無かったため。 【障がい者福祉課】 コロナ禍においても感染対策を実施したうえで、障害者作品展を開催できた。	【社会教育課】 障害のある人もない人も参加できる文化、芸術の機会の提供を引き続き行っていくために、民間の団体と継続的に協力できる体制を構築していくことが課題である。 【文化課】 今後も活動成果の発表の場として提供できるような準備し支援していく。 【障がい者福祉課】 今後も活動の成果を発表できる場の提供を検討していく。
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	障害のある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会を作り、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	青梅市スポーツ推進委員協議会によるポッチャ体験会・交流会の実施を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	C	継続	パラリンピックの正式競技であり、今後の青梅市での普及の土台作りとして計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としたため。	障害者も参加できる体験会・交流会であることをしっかりと周知し、参加のハードルを下げていく必要がある。
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げるために、障害者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	スポーツ推進課	障がい者手帳を持つ方が、総合体育館のトレーニングルーム・個人開放を無料で利用できる制度の周知。	A	継続	利用実績は多く、活動の機会を提供しているため。	総合体育館内の設備・備品のバリアフリー化をさらに推進する必要がある。
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	東京都障害者スポーツ大会などの啓発周知に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの市民や企業等に広く障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	ブラインドサッカー、ポッチャ等のパラスポーツの体験会を実施し、障害者理解の促進に取り組んだ。	A	継続	体験会を通じて、障害者とのコミュニケーション方法や、障害の社会モデルに関する理解が促進されたため。	スポーツに関する各種イベント等において、多角的な障害者理解の促進をアプローチしていく必要がある。
1 共生社会の形成	(4) 交流機会の拡大	(4)-ア	イベント事業等の充実	スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどでのスポーツ交流を促し、障害のある人となない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	【スポーツ推進課・障がい者福祉課】 スポーツ・レクリエーションフェスティバルや障がい者と家族のスポーツ大会を通じた交流の機会提供を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	C	継続	【スポーツ推進課・障がい者福祉課】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としたため。	【スポーツ推進課】 障害の有無に関わらず参加してもらうための周知、および受入れ側のさらなる合理的配慮提供が必要。 【障がい者福祉課】 障がい者の有無を問わず参加してもらうため、参加しやすい教室であることを周知する。
1 共生社会の形成	(4) 交流機会の拡大	(4)-イ	地域における交流機会の創出	地域の方との連携を深め、障害のある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障害者作品展巡回などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	市民活動推進課 障がい者福祉課	【市民活動推進課】 各市民センター文化祭や地域のふれあい祭等は大半が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、規模縮小でできていた作品展示のようなものであったため、地域との交流機会の創出の支援はできなかった。 【障がい者福祉課】 障害者施設等作品展展示会を開催し、各障害者施設の多くが生産活動・創作活動を行っていることを広く紹介できた。	B	継続	【市民活動推進課】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止が多かったため。 【障がい者福祉課】 作品展展示会を通して、市民の方々に障害者の可能性を知って頂く機会が得られた。	【市民活動推進課】 市民センター文化祭等は、参加者を多く集めるイベントであるため、新型コロナウイルス感染症の動向に注視し、地域交流機会を設けることができるか開催方法の工夫が必要である。 【障がい者福祉課】 市内の各障害者施設の多くで、障がい方々に障害者の可能性を知って頂く機会が得られた。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ア	障がい者サポートセンターの充実	障害児を含めた障害者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障害者への地域活動支援センター事業、障害者団体への会議室等の貸出し等の事業の充実を図ります。	障がい者福祉課	(令和3年度) サポートセンター ・相談延件数 11,461件 ・軽作業参加延人数 3,484人 ・施設貸出事業 722人	B	継続	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、相談支援事業、地域活動支援センター事業および生活支援事業等を実施。	・相談者の増加傾向が続く現状では対応に間に合っていない。 ・開館時間等の見直し検討 ・施設の老朽化
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ア	障がい者サポートセンターの充実	障害者虐待防止業務を適切に実施し、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応など虐待防止対策を推進します。	障がい者福祉課	・市と障がい者サポートセンターに虐待防止センター機能を設置。 ・虐待通報件数 12件	B	継続	関係課、担当保健師と連携し早期解決、被養護者の支援を行った。虐待ではないものも存在している。	コロナ禍で養護者も自宅にすることが多くなる中、潜在的な虐待が行われている、または見過ごされていることが懸念される。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-イ	地域移行の推進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	地域移行支援、地域定着支援は利用者が無かったが、自立生活援助は1名の実績があった。	B	継続	情報提供による周知・利用促進を行っている。	地域移行を推進するために、新しいサービスの利用について引き続き情報提供に努め促進していく必要がある。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-イ	地域移行の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	障がい者福祉課	相談支援事業者と情報共有し、訪問相談や同行訪問、居住確保のためのサービス内容の周知・利用促進を行った。	B	継続	情報提供による周知・利用促進を行っている。	引き続き丁寧な情報提供による周知・利用促進を図っていきます。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ウ	権利擁護の推進	権利擁護についての啓発活動を推進し、障害者の権利行使の援助、障害者差別や虐待防止に関して取り組むとともに、青梅市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護対策を進め、合わせて成年後見人制度の利用を促進します。	福祉総務課 障がい者福祉課	【福祉総務課】 青梅市社会福祉協議会と連携し、社協だより等により周知を図った。令和3年度市長申立による成年後見人制度の利用により、18件の法人後見を行った。 【障がい者福祉課】 障害のある方の成年後見の首長申立てを3件行った。	B	継続	【福祉総務課】 成年後見人制度については、周知を行っているが、十分ではない。 【障がい者福祉課】 申し立て人がいないまたは困難な障害のある方の成年後見人の首長申し立てを行い、権利擁護に努めた。	【福祉総務課】 権利擁護や成年後見について、広く市民に周知することが必要である。市民に周知することにより、障がい者への権利擁護対策や支援につながる。このため、引き続き広報やリーフレットにより、周知に努める。 【障がい者福祉課】 市民への周知方法を検討していく必要がある。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題		
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	B	継続	コロナ禍においても、不可欠な訪問サービスについて、必要なだけの支給をすることができた。	サービスの質的、量的な充実のために、サービスを提供する福祉人材の安定的な確保が課題である。	
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業時の就労支援や生活介護、緊急一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保に向けて検討します。青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実にも努めます。	障がい者福祉課	B	継続	日中活動系サービス事業所に対し補助金を交付し、支援体制の量的、質的確保を図っている。また、自立センターでは、比較的重度の方の受入れを継続して行い、日中活動の場の確保を図っている。	日中活動系サービスの需要増に伴い、株式会社等の福祉サービス参入の機会が増えている。日中系活動サービス推進事業補助金の第三者評価受審加算等により、サービスの質の確保を継続していく。	
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	居住系サービスについては、障害のある方の地域移行が求められており、介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、民間事業者の活用による共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図ります。	障がい者福祉課	B	継続	共同生活援助事業所は、令和3年度に11か所新規開設し、64ユニットとなった。	新規開設事業者への情報提供、調整等を行い、ニーズに対する対応を行った。	親戚き後問題、地域移行の推進により、共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっているが、土地活用などを目的とした新規事業参入も目立っており、サービスの質の確保が求められている。また、重度の身体障害者を対象としたグループホームの定員確保などが課題となっている。
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	各サービスの質の向上や、事業の透明性を確保するため、第三者評価機関への受審や第三者委員会の設置、事業所連絡会の開催等を促します。また、福祉サービスを支える人材育成のため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。	障がい者福祉課	B	継続	「日中活動系サービス推進事業補助金」で、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を行った。（13件中7件）	第三者評価の受審を促進するための補助実施は、サービスの質の向上のため有効である。	放課後等デイサービス事業連絡協議会のような、事業所連絡会等の開催等は今後の検討課題である。また、人材育成の養成機会の情報提供を強化する必要がある。
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-イ	地域生活支援事業の充実	意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業の実施を継続するとともに、自動車運転教習費補助事業、奉仕員等養成事業などの事業の周知、内容の充実を図ります。	障がい者福祉課	B	継続	地域活動支援センター、特定相談支援事業所等において、障害者・児に対するマネージメントを行うとともに、市ホームページや障害者のしおりを活用し、制度の周知を行った。	市ホームページや障害者のしおりを、必要な人が必要な情報を得られるよう、音声サービスやわかりやすい言葉使いや絵の活用等、障害特性に合わせた配慮を行い、制度の周知、内容の充実を図っていく。	
2	生活支援の推進	(2)	障害福祉サービスの充実	(2)-ウ	一般サービスの充実	引き続き、障害者の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実を図り、障害者の生活支援に努めます。	障がい者福祉課	B	継続	福祉サービスの実施や経済的負担を減らすため各種助成・給付事業や減免、割引制度の実施や周知を行った。新型コロナウイルスの感染拡大により外出を控えている障害者に対し、買物代行サービス事業を実施した。	各種サービスに加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策として、買物代行サービスを実施した。	需要に沿った支援となるよう、制度の改廃を検討していく。
2	生活支援の推進	(3)	保健・医療の充実	(3)-ア	生活習慣病等の疾病等の予防	障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	B	継続	生活習慣病をはじめとする疾病の予防のため、健康講座・健康相談を実施。また疾病の早期発見のために、がん検診の啓発冊子を障がい者に配慮した内容で作成し、全戸配布した。	各がん検診の受診率については、前年度比で20%程度増加した。健康講座等、人が密になりやすい行事の一部を中止した。	コロナ感染症に対する正しい情報を発信することにより、受診控えを少なくする必要がある。健康講座等の人が密になる行事については、感染予防対策を検討・実施する必要がある。
2	生活支援の推進	(3)	保健・医療の充実	(3)-イ	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	障害者等一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、保健所等との連携を図り、障害に応じた適切な保健事業を実施し、障害者の保健対策の推進を図ります。	健康課 障がい者福祉課	B	継続	【健康課】健康講座・健康相談にて、必要に応じて関連機関との連携を図り、対象者の個性に応じた支援を実施した。【障がい者福祉課】難病医療費助成や、障害者医療費助成、自立支援医療費助成により、適切な医療を受けるための医療費負担の軽減を行った。	【健康課】健康講座および健康相談は、障害に関連した相談は感染症拡大も相まって少なかった。【障がい者福祉課】障害のある方が適切な医療を受けられるように、各種医療費助成を実施した。	【健康課】障害の程度に応じた適切な医療が受けられるよう、関連機関との連携を図りながら対象者や家族を支援していく必要がある。【障がい者福祉課】障害の程度に応じた適切な医療が受けられるように、各種医療費助成を実施した。
2	生活支援の推進	(3)	保健・医療の充実	(3)-イ	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	公共交通機関をはじめとする通院等のための移動手段を検討します。	都市整備部管理課 障がい者福祉課	B	継続	車椅子を利用するなど、自力での歩行や公共交通機関の利用が困難な方が外出する時に、リフト付ワゴン車（福祉バス）による輸送サービスおよび、民間輸送事業者への補助事業を実施している。また、障害者手帳の所持者へ、都営交通無料乗車券の発行を行っている。	福祉バスや、民間事業所への補助事業、都営交通無料乗車券の発行を継続し、通院等の移動手段の確保に努めた。	引き続き、福祉バスによる輸送サービスを継続していく。
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-ア	障害児保育	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れに努めます。	子育て推進課	B	継続	保護者の希望を確認し、保育所と対応策を検討したうえで受入れを行った。また、学童保育所においては、保護者の同意を得て、診断書等を入所申請の際に提出していただいたうえで、障害児の受入れを行っている。	保育所入所事前連絡裏を作成し、事前に希望保育所と受け入れ後の対応について確認を行うなど、保護者、保育所、市が一体となって受入れを行っている。また、学童保育所においては、保護者の同意を得て、教育委員会へ提出済の資料を共有し、受け入れを行っている。	重度の障害がある場合の集団保育の実施については、どのような保育や支援が可能か検討する必要がある。
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-ア	障害児保育	児童発達支援センターの設置の検討や、保育所等訪問支援の推進など障害児支援の充実を図ります。	障がい者福祉課	C	継続	市内の児童養護施設入所児童に対し、保育所等訪問支援のやむを得ない措置により支給を行った。児童発達支援センターの設置に向けた具体的な検討には至らなかった。	児童発達支援センターの整備に向けた具体的な検討に至っていない。	児童発達支援センターが設置されると、保育所等訪問支援を実施するなど、指導的な枠をもち、支援の向上につながる。計画年度までの設置について、具体的な検討が必要である。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題		
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-イ	相談支援体制の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	A	継続	就学相談・教育相談とも相談件数が増加しているが、適切に対応している。	今後も増加すると考えられる相談への対応を図ること。	
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-イ	相談支援体制の充実	ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めていきます。	健康課 障がい者福祉課 子育て推進課 子ども家庭支援課	A	継続	【健康課】 妊娠届出時に面接を実施し、個々のライフステージに応じた支援の案内や不安を抱える妊産婦に寄り添い安心して育児ができるよう支援を行った。また乳幼児健康相談や電話相談、心理相談を通し、母親の悩み、不安解消に努めた。関係機関として、病院や子ども家庭支援センターと連携し、支援を行うことができた。 【障がい者福祉課】 担当ケースワーカーによる相談を随時受け付け、必要に応じて障害児通所等のサービスの提供を行った。 【子育て推進課】 保育所、幼稚園、学童保育所等に対し、巡回相談員等による相談業務を実施し、指導方針等の助言を行っている。 【子ども家庭支援課】 子ども家庭支援センターにおける子育て総合相談を行うとともに、子育てひろばにおいて、簡易な子育てに関する相談を行った。	【健康課】 コロナ禍の中、感染予防に努めながら、電話や訪問などにより個々の相談に対応してきた。また関係機関につなぐことができた。 【障がい者福祉課】 感染対策を行った上で適切に面接等を行い、支援やサービス提供に努めた。 【子育て推進課】 保育所等での様子を巡回相談員が実際に確認するため、的確なアドバイスを伝える。 【子ども家庭支援課】 子ども家庭支援センターにおいて年間相談件数1,251件のうち43件の障害相談を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育てひろばを一時休館・休止としたが、その間、電話による相談を実施した。	【健康課】 育児に不安や悩みを感じ、精神的に不安定な保護者がひとりて思いを抱え込まないよう、妊娠期から個別面談等を行いながら個々の状況把握に努め、切れ目ない支援に取り組む必要がある。また、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターと連携し、支援・相談をさらに充実させていく必要がある。 【障がい者福祉課】 発達障害を抱える児童の保護者からの相談は増加傾向にあり、限られた人員で相談支援体制をさらに充実させるための工夫が必要となる。 【子育て推進課】 子ども家庭支援センター等と引き続き相談支援体制の充実や連携方法について検討していく必要がある。 【子ども家庭支援課】 相談件数も増加していることから、引き続き、子ども家庭支援センターの組織強化等、相談体制の充実を図ります。
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-ウ	特別支援教育の充実	障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。	学務課 指導室	A	継続	【学務課】 特別支援学級、特別支援教室において障害の種類や程度に応じた教育を行った。通常級にも支援員を配置し、発達障害等の児童・生徒への支援を行った。 【指導室】 教員が各学校を巡回しながら特別な支援が必要な児童・生徒に対し計画的に指導を行っている。	【学務課】 特別支援学級および特別支援教室は適正に運営されており、児童・生徒に対する教育・支援が行われている。 【指導室】 特別な支援が必要な児童・生徒に対し学校生活支援シートを作成し、計画的に支援を行った。	【学務課】 今後も増加すると考えられる特別な支援が必要な児童・生徒に対応した運営と環境整備を行うこと。 【指導室】 今後も増加すると考えられる特別な支援が必要な児童・生徒に対応した適切な教室運営と施設整備を行うこと。
2	生活支援の推進	(4)	障害児支援の体制の確保	(4)-エ	特別支援学校等との連携の推進	特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者と日常的に連携を図ること、障害があっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。	学務課 指導室	B	継続	【学務課】 特別支援教育推進協議会、就学支援委員会における委員委嘱や各種研修会講師、地域の学校に対する助言、援助により特別支援教育に関する連携を図った。 【指導室】 特別支援教育推進協議会、就学支援委員会における委員委嘱や各種研修会講師、巡回訪問相談員としての特別支援教育コーディネーター派遣等により特別支援教育に関する連携を図った。	【学務課】 各種会議、研修会等で特別支援学校等との連携は図れている。また、特別支援学校のセンター的機能を利用し学校との連携も図れている。 【指導室】 各種会議、研修会等で特別支援学校等との連携は図れているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により機会が減少した。	【学務課】 会議・研修内容の精査するとともに多くの教員が参加できる機会を増やし、さらなる連携を目指すこと。 【指導室】 会議・研修内容の精査をするとも多くの教員が参加できる機会を増やし、さらなる連携を目指すこと。
2	生活支援の推進	(5)	切れ目のない支援体制の整備	(5)-ア	自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障がい者福祉課	B	継続	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、活発な協議会活動は実施できなかったが、各分野の委員のネットワークが、コロナ対策やケースの課題解決に向けた連携に効果的である。	年4回の自立支援協議会会議のうち、2回の会議を、書面開催に変更し協議、報告を実施した。リアルタイムの対面協議ではなかなか発言がない委員からの意見等も得られる書面会議の利点もあった。また、1回をオンラインと書面開催の併用としたが、引き続き社会情勢に見合った様々な開催方法を検討していく。	
2	生活支援の推進	(5)	切れ目のない支援体制の整備	(5)-イ	療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 福祉総務課 学務課 健康課	B	継続	【障がい者福祉課】 関係機関と連携して障害児の療育支援につながるよう、相談業務を行った。 【福祉総務課】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、直接の関りがもてなくなっているが、日々の地域の見守りが、ネットワークづくりの一部となっている。 【健康課】 乳幼児健診や電話相談で母親に対し、発達健診をご案内し、子どもの状況に応じて療育機関を紹介した。また経過観察を行った。	【障がい者福祉課】 引き続き関係機関と連携し、情報の共有を図っていく必要がある。 【福祉総務課】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、直接の関りがもてなくなっているが、日々の地域の見守りが、ネットワークづくりの一部となっている。 【健康課】 支援につなぐりにくい人に対し、継続的な声掛けを行い、親の困りごとに寄り添っていく必要がある。	

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題		
2	生活支援の推進	(5)	切れ目のない支援体制の整備	(5)-イ	療育ネットワークの構築	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障害のある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として、基幹相談支援センターの整備のあり方について検討します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターについて、自立支援協議会部会の中で情報共有を図り協議を行った。	B	継続	引き続き基幹相談支援センターのあり方について協議を行う。	現状、市内の相談支援事業所の中に役割を担える事業所はなく、各事業所と調整を図り、必要性の有無についても検討する。
2	生活支援の推進	(5)	切れ目のない支援体制の整備	(5)-ウ	家族、保護者への支援の強化	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子ども家庭支援課 高齢者支援課	【障がい者福祉課】関係機関と連携し、相談の内容に応じて専門機関へつなぐとともに、短期入所等のサービス提供により保護者の支援を行った。 【子ども家庭支援課】児童虐待防止対応・連携マニュアルを2年度に改定し、3年度はその周知し、関係機関の理解が図れるよう努めた。 【高齢者支援課】地域包括支援センターにおける実態把握や、地域、関係機関からの情報等により相談を受け付け、状況に応じて関係機関と連携し家族支援等の取り組みを行った。	B	継続	【障がい者福祉課】必要に応じてケース会議を開催する等、関係機関との連携を図った。 【子ども家庭支援課】子ども家庭支援センターにおいて年間相談件数1,251件のうち43件の障害相談を実施した。 【高齢者支援課】障害のある成人した子どもと高齢の親の世帯等で生じる多問題に対応するためには、本人や家族が相談しやすい体制や関係機関と連携した支援体制をつくる必要がある。	【障がい者福祉課】関係機関との連携をより強め、適切な支援につながるよう体制強化に努める。 【子ども家庭支援課】相談件数も増加していることから、引き続き、関係機関と連携を密にし適切な支援に繋がるよう努めます。 【高齢者支援課】障害のある成人した子どもと高齢の親の世帯等で生じる多問題に対応するためには、本人や家族が相談しやすい体制や関係機関と連携した支援体制をつくる必要がある。
2	生活支援の推進	(5)	切れ目のない支援体制の整備	(5)-ウ	家族、保護者への支援の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、可能な事業所（短期入所等）の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、整備していきます。	障がい者福祉課	日中一時支援や短期入所の障害サービスを実施し、事業所から開設や増設の相談があった場合にはニーズ等の情報提供を行った。	B	継続	新規開設事業者への情報提供、調整等を行い、ニーズに対する対応を行った。	重度の身体障害者や障害児を受入れる短期入所の定員の確保を図っていく。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-ア	障害者就労支援センターの充実	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障がい者の生活や就職についての相談・支援を行った。 生活支援相談件数 延べ1,928件	B	継続	職業相談、就労準備相談などの就労面の支援や日常生活、社会生活などの生活面の支援を行った。	就労を希望する障害者に対し、青梅市役所において、職場体験実習を実施して障害者の就労に向けた支援をする。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-ア	障害者就労支援センターの充実	障害者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	障がい者の就労に向けての準備、心構えを指導し、就職への不安を取り除くよう支援を行った。 就職準備支援 延べ1,255健	B	継続	障害者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行っている。	就労を希望する障害者に対し、青梅市役所において、職場体験実習を実施して障害者の就労に向けた支援をする。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-ア	障害者就労支援センターの充実	就労面への支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面への支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	一般企業への就労に結びついた障がい者をフォローし、雇用した企業へもアドバイスを実施した。 定着支援件数 延べ2,871件	B	継続	職業相談、就労準備相談などの就労面の支援や日常生活、社会生活などの生活面の支援を行った。	職業相談、就労準備相談などの就労面の支援や日常生活、社会生活などの生活面の支援を行っている。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-ア	障害者就労支援センターの充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	企業における障害者雇用枠の充実、受け入れ態勢の整備、新規開拓を行った。 職場開拓、職場実習 延べ173件	B	継続	公共職業安定所主催の障害者雇用連絡会議に出席し、関係機関と情報収集及び提供を行っている。	青梅商工会議所、障害者就労支援センターおよび市と連携し、企業向けの商工会議所広報紙に障害者雇用促進のための記事を掲載。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-イ	公共職業安定所（ハローワーク）等との連携	障害者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障害者の就労を促進します。	障がい者福祉課	ハローワーク主催の地域雇用門断連絡会議を通じ、就労支援機関の連携を強化し障がい者の就労支援を推進した。	B	継続	公共職業安定所、青梅商工会議所、障害者就労支援センターおよび市の4つが連携し、企業向けの障害者雇用促進のため企業見学会を開催した。	公共職業安定所、青梅商工会議所、障害者就労支援センターおよび市の4つが連携し、企業向けの障害者雇用促進のため企業見学会を開催します。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-イ	公共職業安定所（ハローワーク）等との連携	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	体調や気持ちの面で離職してしまった障がい者へのケアとフォローを行うとともに新たな就職先の支援を行った。 離職時の調整支援 延べ114件	B	継続	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。
3	自立支援の推進	(1)	就労の促進	(1)-ウ	企業や福祉施設とのネットワークの構築	障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	市内事業所と公共の就労支援機関と連携し、障がいのある人の円滑な就労支援の充実を図った。	B	継続	公共職業安定所、青梅商工会議所、障害者就労支援センターおよび市の4つが連携し、企業向けの障害者雇用促進のため企業見学会を開催した。	公共職業安定所、青梅商工会議所、障害者就労支援センターおよび市の4つが連携し、企業向けの障害者雇用促進のため企業見学会を開催した。
3	自立支援の推進	(2)	経済的自立の支援	(2)-ア	年金・手当等の支援	障害者やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	障がい者福祉課 子育て推進課 保険年金課 生活福祉課	【障がい者福祉課】各種手当の支給対象者には手帳交付時等に手続きを案内し、経済的な支援が受けられるよう対応した。 【子育て推進課】引き続き手当の支給や医療費の助成を実施している。 【保険年金課】障害基礎年金受給に必要な書類作成など手続の支援を行い、障害基礎年金による生活の安定を図った。 【生活福祉課】生活困窮者自立支援法にもとづく支援や給付金の支給を行うことと併せ、社会福祉協議会による貸付制度等を活用することにより、経済的自立を目指した。	B	継続	【障がい者福祉課】対象者に漏れなく案内が行き届くよう、担当者間で調整して手続きを支援した。 【子育て推進課】前年と同様に継続的に実施した。 【保険年金課】窓口や電話により、障害基礎年金の受給に関する手続の支援や案内を実施した。 【生活福祉課】生活困窮者自立支援法にもとづく支援や給付金の支給を行うことと併せ社会福祉協議会による貸付制度等を活用することにより、経済的自立を促進した。	【障がい者福祉課】制度のさらなる周知を図り、手当受給の可能性のある未申請者を掘り上げることが課題である。 【保険年金課】障害基礎年金受給に当たり、日本年金機構に提出する書類が多岐にわたることを要するため、対応に手間と時間を要するため、日本年金機構と対応方法の協議が必要。 【生活福祉課】生活困窮者自立支援法にもとづく制度のさらなる周知を図り、積極的な制度活用を推進する必要がある。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題	
3	自立支援の推進	(2)	経済的自立の支援	(2)-ア	年金・手当等の支援	市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給に必要な情報の提供を行います。	【保険年金課】 市の広報紙や窓口等において、障害基礎年金等の受給に必要な情報について、日本年金機構と調整しながら提供した。 【生活福祉課】 生活困窮者自立支援法にもとづく支援や給付金の支給を行うことと併せ、社会福祉協議会による貸付制度等を活用することにより、経済的自立を目指した。	B	継続	【保険年金課】 市の広報紙・窓口等により、障害基礎年金に関する必要な情報提供を行った。特に窓口では、障害年金ガイドブック等を活用し、スムーズな情報提供を実施した。 【生活福祉課】 生活困窮者自立支援法にもとづく支援や給付金の支給を行うことと併せ社会福祉協議会による貸付制度等を活用することにより、経済的自立を促進した。	【保険年金課】 市広報紙や窓口等による情報提供だけでなく、時代に合った周知方法を常に模索していくことが必要。 【生活福祉課】 生活困窮者自立支援法にもとづく制度のさらなる周知を図り、積極的な制度活用を推進する必要がある。
3	自立支援の推進	(2)	経済的自立の支援	(2)-イ	権利の擁護	生活設計や金銭管理を行うことが困難な障害者に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する成年後見制度の適正な利用促進や、地域福祉権利擁護事業の普及、活用を推進します。	【福祉総務課】 令和3年度苦情対応1件、権利擁護相談15件、成年後見利用相談40件、専門相談が6件あった。 【障がい者福祉課】 障害のある方の成年後見の首長申立てを3件行った。	B	継続	【福祉総務課】 福祉サービスや苦情対応機関について、パンフレットや社協だよりにより、周知を図った。また、弁護士による専門相談も行った。 【障がい者福祉課】 申立て人がいないまたは困難な障害のある方の成年後見人の首長申立てを行い、権利擁護に努めた。	【福祉総務課】 青梅市社会福祉協議会が行っているサービス利用者総合支援事業を支援するため、福祉サービスについて、さらに周知を行う必要がある。 【障がい者福祉課】 市民への周知方法を検討していく必要がある。
3	自立支援の推進	(3)	住居の確保	(3)-ア	居住支援	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障害者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	障害者世帯からの相談に適宜対応した。また、入居要件や各種手続きの緩和についても継続した。	B	継続	障害者世帯に対しては、可能な限り、市営住宅に係る様々な相談に対応できた。	市営住宅の一部に障害者世帯のみ入居できる部屋を設定しているが、数が少ない。障害の種類や程度に応じたニーズなどを適宜把握していく。
3	自立支援の推進	(3)	住居の確保	(3)-ア	居住支援	障害のある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	B	継続	各ケースに対応した地域以降支援を実施した。	退院後の生活の場の確保等、関係機関と協力し調整を行った。
3	自立支援の推進	(3)	住居の確保	(3)-イ	グループホームの充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障害のある方の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を促進し、重度障がい者にも対応できる支援体制の充実を図っていきます。 新規参入の誘致に当たっては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、情報提供等の支援を行います。	令和3年度は11ユニットが新規開設となり、市民の入所先を確保した。また、重度化に対応するため、日中サービス支援型グループホームの新規開設について事業所との調整を行い、1ユニット開設を実現した。	A	継続	グループホームの乱立を防ぐため、令和3年4月1日に「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」を改正し、重度の方向けの施設の定員増を検討することとした。	適正なグループホームの定員について、社会情勢の変化や親亡きあと問題を見据え、障害者計画、障害福祉計画とともに今後も青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針の見直しをしていく必要がある。
3	自立支援の推進	(3)	住居の確保	(3)-ウ	居住環境の整備	入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。	障がい者福祉課	B	継続	事業者の施設改修計画等に必要な情報提供を行った。	東京都の施設整備費補助金等の情報提供を行った。
3	自立支援の推進	(3)	住居の確保	(3)-ウ	居住環境の整備	在宅の障害者に対して、住宅改修事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	B	継続	重度身体障害の方に対し、2件の住宅設備改修費支給を行った。	重度の身体障害のある方の生活の利便のため、要綱にもとづき給付を実施した。
4	快適なまちづくりの推進	(1)	福祉のまちづくりの推進	(1)-ア	東京都福祉のまちづくり条例の促進	「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）などにもとづき、引き続き、道路、公園、建築物など生活関連施設のバリアフリー化を推進し、障害のある方に配慮したまちづくりを進めます。	福祉総務課	B	継続	問合せに関しては、一つ一つ説明を行い、理解を得た上で、まちづくり条例等への意識を上げた。	新築される建築物のほか、修繕や増築される建物等についても、都市整備部等関係部署と連携を図りながら、都条例に従い引続き、福祉のまちづくりやバリアフリー化を進める。
4	快適なまちづくりの推進	(1)	福祉のまちづくりの推進	(1)-イ	公共施設のバリアフリー化の推進	障害者が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。	施設課	B	継続	小中学校（四校）のトイレ大規模改修工事に合わせ、各階に車椅子で利用できる便房を整備するなど、設計時に考慮した。	引き続き、東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせたバリアフリー化の整備に努めていく。
4	快適なまちづくりの推進	(1)	福祉のまちづくりの推進	(1)-イ	公共施設のバリアフリー化の推進	新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方もとづき整備します。	施設課 公園緑地課	A	継続	【施設課】 引き続き、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方もとづき整備している。 【公園緑地課】 開発行為等により新たに設置された公園のトイレはなかった。既存公園施設のトイレについて、洋式化を行った。	【施設課】 引き続き、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方もとづき整備していく。 【公園緑地課】 今後、整備する公園施設については、ユニバーサルデザインの考え方もとづき整備していく必要がある。
4	快適なまちづくりの推進	(1)	福祉のまちづくりの推進	(1)-ウ	住宅のバリアフリー化の促進	障害者が暮らすために、段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	B	継続	住宅の小規模改修や、日常生活用具の移動支援用具等を支給し、暮らしやすい環境の整備を行った。	制度の利用がスムーズになできないよう、対象となる方への的確な情報提供を行う必要がある。

体系	施策	事業番号	事業名	事業内容	担当課	令和3年度取組状況	評価	今後の方向性	評価の理由	課題
4	快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進	駅などの公共施設については、その事業者に対して、障害者が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。	都市整備部管理課	東日本旅客鉄道株式会社（以下、JRという。）に対し、西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、駅施設のバリアフリー化を推進し、施設改善を早期に進めるよう要望した。	B	継続	東青梅駅北口のバリアフリー化に向けた取り組みとして、JRと駅舎および自由通路の建替え協議を行った。	JRでは、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たり平均利用者数が3,000人以上の駅を優先してバリアフリー化を進めており、この基準以下の駅について、早期のバリアフリー化は難しい状況にある。
4	快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-オ 心のバリアフリー	障害のある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	障がい者差別解消条例を施行し、ユニバーサルマナー、バリアフリー等障がい者差別解消に向けたリーフレットを作成し周知啓発を行った。	B	継続	窓口配架、展覧会等イベントで配布することで、差別解消の推進、啓発活動を行った。	リーフレットの内容が分かりやすく、障害特性に応じた内容のものを作成していく。
4	快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア 防災対策の推進	障害のある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブックの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により減災にも努めていきます。	防災課	広報や出前講座等の機会を通じて、防災意識の醸成や普及啓発を行った。また、家具転倒防止器具等支給取付事業については、積極的に広報を行い、取付けの促進を図った。	B	継続	出前講座等の機会を通じて、地域住民等の防災意識の醸成を図った。また、家具転倒防止器具等支給取付事業により6世帯の障害者世帯に対し取付を実施した。	引き続き出前講座や防災訓練等の機会をとらえて、障害のある方の防災意識の醸成や非常時の対応方法の習得を推進する必要がある。
4	快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア 防災対策の推進	自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設なども連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実にも努めていきます。	防災課	障害のある方のうち、災害時の避難に支援を必要とする方（避難行動要支援者）について名簿を作成し、自主防災組織等の避難支援等関係者と情報の共有を図った。	B	継続	避難行動要支援者制度の普及啓発を通じて、障害のある方への災害時の支援について、自主防災組織等の共助の担い手に理解が広まってきている。	令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が、市町村の努力義務となった。それを踏まえ、本市においても取組を進めていく必要がある。
4	快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア 防災対策の推進	障害のある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関との連携体制のあり方について検討を進めます。	防災課	二次避難所の運営について検討中であり、今後、福祉部署と調整を図る。	C	継続	二次避難所の運営について検討しており、今後、福祉部署と調整を図る。	民間施設の二次避難所の指定拡大が課題である。また、二次避難所の運営マニュアルを整備する必要がある。
4	快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-イ 防犯対策	関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障害者に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。	市民安全課	警察署、包括支援C、自治会などの関係機関で組織する高齢者の消費者被害等の情報連絡会において、悪徳商法の防止などについての意見交換を行った。また、青梅警察や防犯協会と連携し、周知啓発を行った。	B	継続	高齢者の消費者被害情報連絡会を年3回開催し、情報交換や啓発活動を行った。青梅警察署と月1回の連絡会議を行うことができた。	情報連絡会にて各関係機関との情報連絡をさらに密にし、結果についてを市役所内の関係部署へ情報提供することや青梅警察などとの周知啓発を強化していく。障がいのある方の消費者被害防止も充実させる必要がある。